

規制の事前評価書

1. 政策の名称

銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室、保険企画室、市場課

3. 評価実施時期

平成 20 年 11 月 14 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

従来、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制や、金融商品取引業者とグループ会社との間の非公開情報の授受の禁止等の弊害防止措置が設けられている。

② 問題点

現行のファイアーウォール規制については、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止等、本規制が本来のねらいとする行為を抑止するための措置としては、目的に照らして過大な規制となっているのではないかと指摘や、諸外国では、金融グループにおける利益相反の管理等について、金融機関の自主的な規律付けによる内部管理体制の整備を求め、その状況について当局が適切にモニタリングするとの規制的枠組みが趨勢になっているとの指摘がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを構築する必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

① 金融商品取引法施行令第 15 条の 27、第 15 条の 28

金融商品取引業等に関する内閣府令第 8 条、第 45 条、第 70 条の 2、第 70 条の 3、第 153 条、第 157 条、第 184 条

② 中小企業等協同組合法施行令第 27 条の 2

中小企業等協同組合法施行規則第 158 条の 2～第 158 条の 4

- ③ 農業協同組合法施行令第 1 条の 10 の 2、第 1 条の 14 の 2
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 23 条、第 24 条
- ④ 信用金庫法施行令第 11 条の 3
信用金庫法施行規則第 126 条の 2、第 126 条の 3
- ⑤ 銀行法施行令第 4 条の 2 の 2、第 16 条の 2 の 2
銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 2、第 14 条の 11 の 3 の 3、第 34 条の 14 の 2、第 34 条の 14 の 3
- ⑥ 長期信用銀行法施行令第 6 条第 1 項
長期信用銀行法施行規則第 13 条の 11 の 4、第 13 条の 11 の 5、第 25 条の 2 の 20、第 25 条の 2 の 21
- ⑦ 協同組合による金融事業に関する法律施行令第 3 条の 3
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 63 条の 2、第 63 条の 3
- ⑧ 労働金庫法施行令第 5 条の 3
労働金庫法施行規則第 108 条の 2、第 108 条の 3
- ⑨ 水産業協同組合法施行令第 10 条の 2、第 10 条の 7
漁業協同組合等の信用事業に関する命令第 25 条の 2、第 25 条の 3
- ⑩ 保険業法施行令第 13 条の 8、第 28 条の 2、第 37 条の 9
保険業法施行規則第 53 条の 13、第 53 条の 14、第 133 条の 4、第 133 条の 5、第 210 条の 6 の 2、第 210 条の 6 の 3、第 234 条
- ⑪ 農林中央金庫法施行令第 8 条の 2
農林中央金庫法施行規則第 84 条、第 85 条
- ⑫ 株式会社商工組合中央金庫法施行令第 7 条の 2
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 37 条の 2、第 37 条の 3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 金融商品取引法により利益相反管理体制の整備を義務付ける業者（特定金融商品取引業者等）の範囲を、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者及び登録金融機関とする。

特定金融商品取引業者等に利益相反管理体制の整備を求める範囲（対象グループ会社及び対象業種）を、国内・国外の親会社、兄弟会社、子会社、関連会社等（兄弟関連会社を含む。）のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関、保険会社等及び外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者とする。

利益相反管理の対象となる業務（金融商品関連業務）の範囲を、金融商品取引業・登録金融機関業務及び付随業務とする。

整備すべき利益相反管理体制の内容を、（i）利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、（ii）顧客の保護の適正な確保のための体制整備、（iii）利益相反管理方針の策定・概要の公表、及び（iv）記録の保存とする。

- ② 金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する場合の禁止行為として、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為を追加する。
- ③ 銀行及び銀行持株会社に利益相反管理体制の整備を求める範囲（対象グループ会社及び対象業種）を、親会社、兄弟会社、子会社、関連会社（兄弟関連会社を含む。）又は銀行代理業を営む者（銀行代理業者を除く。）のうち、長期信用銀行、協同組織金融機関、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者及び外国の法令に準拠して外国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む者とする。

利益相反管理の対象となる業務の範囲を、銀行が営むことができる業務とする。

整備すべき利益相反管理体制の内容を、（i）利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、（ii）顧客の保護の適正な確保のための体制整備、（iii）利益相反管理方針の策定・概要の公表、及び（iv）記録の保存とする。

- ④ 保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に利益相反管理体制の整備を求める範囲（対象グループ会社及び対象業種）を、親会社、兄弟会社、子会社又は関連会社（兄弟関連会社を含む。）のうち、外国保険会社等、少額短期保険業者、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、信用協同組合連合会、共済事業を行う農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者及び外国の法令に準拠して外国において保険業、銀行業又は金融商品取引業を営む者とする。

利益相反管理の対象となる業務の範囲を、保険会社が営むことができる業務とする。

整備すべき利益相反管理体制の内容を、（i）利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、（ii）顧客の保護の適正な確保のための体制整備、（iii）利益相反管理方針の策定・概要の公表、及び（iv）記録の保存とする。

- ⑤ 保険会社が、顧客に対し、特定関係者に該当する金融機関の優越的地位を不当に利用して保険契約の申込み等をさせる行為を禁止する。

- ⑥ 農業協同組合法施行令等についても、銀行法施行令等の改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

5. 想定される代替案

整備すべき利益相反管理体制の内容を、(i) 利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、(ii) 顧客の保護の適正な確保のための体制整備、及び(iii) 記録の保存として、利益相反管理方針の策定・概要の公表を求めないこととし、他の内容は本案と同じとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

金融機関において、(i) 利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、(ii) 顧客の保護の適正な確保のための体制整備、(iii) 利益相反管理方針の策定・概要の公表、及び(iv) 記録の保存に伴う費用が発生する。

また、優越的地位の濫用防止を遵守するための体制整備等の費用が必要となる

② 代替案

本案と比べ、利益相反管理方針の策定・概要公表に伴う費用が軽減される。

(2) 行政費用

① 本案

国において、金融機関における利益相反管理体制の整備状況、及び銀行等の優越的地位の濫用防止の遵守状況の検査・監督に伴う費用等が発生する。

② 代替案

本案と比べ、金融機関による利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされないことにより、利益相反管理体制の整備状況について、国においてより入念な検査・監督を行う必要が高まり、そのための費用が増加する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされることにより、実効性のある利益相反管理体制が実現される。そのため顧客の利益が不当に害されるなどの社会的費用が発生する蓋然性は低い。

② 代替案

本案と比べ、利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされないことにより、実効性のある利益相反管理体制の整備は期待できず、顧客の利益が不当に害されるなどの社会的費用が発生する蓋然性が高い。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

実効性のある利益相反管理体制が構築されるとともに銀行等の優越的地位の濫用が禁止されることにより、顧客保護が期待される。

(2) 代替案

本案と比べ、実効的な利益相反管理体制が構築されず、顧客保護に支障をきたすおそれがある。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

一方、実効性のある利益相反管理体制が構築されるとともに銀行等の優越的地位の濫用が禁止されることにより、顧客の保護が期待される。また、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

したがって、本案による改正は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案については、本案に比べ、遵守費用は下回るが、行政費用が上回るとともに、顧客の利益が不当に害される蓋然性が高まることから社会的費用も上回ることとなり、顧客保護の徹底の観点からは看過しがたいものとする。

したがって、利益相反管理体制の整備等を求めることにより、顧客保護の徹底を図る観点からは、本案による改正が適当と考える。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」（19年12月18日公表）において、利益相反管理体制については、「利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要である。」とされ、銀行等の優越的

位の濫用防止については、「証券会社が、親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結又は勧誘を行う行為についても、金融商品取引法令において禁止することが適当である。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。